

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13571

研究課題名（和文）非典型担保の倒産手続における処遇に関する統一理論の解明

研究課題名（英文）Clarification of a unified theory on the treatment of non-typical collateral rights in bankruptcy proceedings

研究代表者

加藤 甲斐斗 (Kato, Kaito)

東京都立大学・法学政治学研究科・准教授

研究者番号：60823680

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、譲渡担保権を筆頭とする非典型担保権が倒産手続との関係でどのような処遇を受けるのか、その理論的な根拠を明らかにしつつ、一定の統一的な説明を試みたものである。

結論として、少なくとも有体物を担保目的財産とする非典型担保権については、その財産の価値が債務者側に帰属している以上、取戻権ではなく、別除権として処遇するべきであることを明らかにした。また、このような非典型担保権に対して、倒産法の制度である担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度は類推適用されるべきであること、さらに、これらの制度を活用できる終期は、原則として、譲渡担保権者等が清算金を提供した時点であることを結論付けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、譲渡担保権を筆頭とする非典型担保権が倒産手続との関係でどのような処遇を受けるのか、その理論的な根拠を明らかにしつつ、一定の統一的な説明を試みたものである。債務者が倒産した場合、非典型担保権はどのような処遇を受けるのか、その理論的な根拠は何か、その多くが解釈に委ねられていた。しかしながら、非典型担保権の担保目的財産が債務者にとって必要不可欠な財産（営業用の土地や機械等）であることは少なく、非典型担保権の倒産手続における影響力は大きい。本研究は、倒産法が目的とする適切な利害関係の調整の実現に資するものである。また、将来登場する新たな非典型担保権を解釈をする際の手がかりにもなり得る。

研究成果の概要（英文）： This study attempts to provide a unified explanation regarding the treatment of non-typical collateral right in relation to bankruptcy proceedings by elucidating their theoretical basis.

In conclusion, at least concerning non-typical collateral rights securing tangible assets, it has been clarified that since the value of such assets belongs to the debtor, they should be treated not as a right of segregation but as a right of separate satisfaction. Additionally, it has been revealed that the provisions of bankruptcy law, such as the injunction against enforcement of collateral rights and the permission to extinguish collateral rights, should be analogically applied to such non-typical collateral rights. Furthermore, it has been concluded that the temporal limitation of these provisions is, in principle, the point at which the creditor offers the liquidation funds.

研究分野：倒産法

キーワード：非典型担保権 倒産手続 別除権・更生担保権 担保権実行中止命令 担保権消滅許可請求制度 倒産法的再構成

## 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景は、譲渡担保権を筆頭とする非典型担保権が債務者の倒産手続との関係でどのような処遇を受けるのか、という問題(別除権該当性や担保権実行中止命令等の類推適用の有無等)に関する当時の裁判例の動向に由来する。会社更生手続において譲渡担保権者は取戻権を行使することができない旨判示した最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁の登場以降、各非典型担保権が倒産手続との関係でどのような処遇を受けるかについては、これらの経済的実質(担保としての経済的実質)から結論が導かれてきた。したがって、このような処遇を決定するにあたって、各非典型担保権の法形式(目的物の所有権が形式的には債権者に帰属していること)や法律構成(動産抵当権説、物権的期待権説等)に重要な位置づけは与えられてこなかったように思われる。

しかしながら、東京地決平成15年12月22日判タ1141号249頁は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース業者が行使しうる権利が別除権であると判示する一方で、担保目的財産がユーザーの利用権であることを述べた。そのうえで、リース業者が当該リース契約を解除した時点で、ユーザーの利用権は混同によって消滅し、その時点で担保権の実行は終了する以上、その後担保権実行中止命令をすることはできない旨判示した。本裁判例は、その結論を導く際にファイナンス・リース契約の法律構成(利用権説)に依拠しており、従前の非典型担保権の倒産手続上の処遇に係る議論とは一線を画しているように思われる。

このような裁判例の出現もあり、非典型担保権が債務者の倒産手続との関係でどのような処遇を受けるのかを決定するにあたって、各非典型担保権の担保としての実質のみが重要であるのか、それとも、法形式や法律構成もまた各非典型担保権の処遇を決定するにあたって重要な要素足りうるのか、が問題として顕在化していたものと評価できよう。

## 2. 研究の目的

研究開始当初の背景にて記載した通り、譲渡担保権や所有権留保等の非典型担保権が譲渡担保設定者等の倒産手続との関係でいかなる処遇を受けるべきかを決定するにあたって、これらの担保としての経済的実質こそが重要であるのか、それとも、法形式や法律構成もまた各非典型担保権の処遇を決定するにあたって重要な位置づけが与えられるべきであるのか、が問題として顕在化していたものと考えられる。

この問題を検討するにあたっては、個別の非典型担保権(譲渡担保権や所有権留保)を各論的に論ずるだけでは足りず、各種非典型担保権を網羅的・横断的に分析、検討することによって、担保の本質とは何か、さらに、各種非典型担保権の法形式や法律構成も倒産手続との関係では重要な要素足りうるのか、を統一的に解明していく必要がある。

そこで、本研究では、譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約といった各非典型担保権の倒産手続上の処遇を網羅的・横断的に検討しながら、各非典型担保の経済的実質、また法形式、法律構成がいかなる意義を有するかを明らかにしつつ、これらの処遇につき統一的な説明を図ることを試みた。

## 3. 研究の方法

### (1) 各種非典型担保権の実体的法律構成に係る先行研究等の整理、検討

譲渡担保設定者等の倒産手続との関係で、各種非典型担保の法形式、法律構成がいかなる意義を有するのか、を明らかにするためには、前提として各非典型担保権の実体的法律構成を確定する必要がある。

そこで、まず、これらの実体的法律構成に係る先行研究や判例法理を整理、検討したうえで、譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の実体的法律構成や担保目的財産を明らかにする。

### (2) 各種非典型担保権の倒産手続における処遇に係る先行研究等の整理、検討

各種非典型担保権を網羅的・横断的に分析、検討することを通じて、担保の本質とは何か、さらに、各種非典型担保権の法形式や法律構成も倒産手続との関係では重要な要素足りうるのか、を解明していくためには、各種非典型担保権が譲渡担保設定者等の倒産手続との関係で取戻権として処遇されるのか、別除権・更生担保権として処遇されるのか、さらに担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度等の倒産法上の制度が類推適用され得るのか、といった倒産法上の処遇に関する諸見解やそれらの根拠を整理、検討する必要がある。

そこで、非典型担保権の倒産手続上の処遇に係る先行研究や判例法理を整理、検討したうえで、我が国において倒産法上、担保としての本質はどのように考えられてきたのか、さらに、各種非典型担保権の法形式や法律構成は倒産手続との関係ではこれまでどのような位置づけが与えられてきたのか、その沿革を辿ることとする。

### (3) 米国連邦倒産法やドイツ破産法との比較

我が国の倒産法の立法や改正は、ドイツ破産法や米国連邦倒産法から強く影響を受けている。そのため、我が国における担保の本質とは何か、さらに、各種非典型担保権の法形式や法律構成

も倒産手続との関係では重要な要素足りうるのか、を解明していくためには、ドイツ破産法や米国連邦倒産法の担保権に係る規定（取戻権や別除権に関する規定や自動的停止に関する規定等）やこれらが我が国の倒産法に及ぼした影響の度合い、さらには、ドイツや米国における諸議論を参照することが非常に有益であると考えられる。

そこで、ドイツ破産法や米国連邦倒産法の担保権に係る規定やこれらが我が国の倒産法に及ぼした影響の度合い、さらには、ドイツや米国における諸議論を参照し、ドイツや米国において倒産法上、担保としての本質はどのように考えられてきたのか、さらに、各種非典型担保権の法形式や法律構成は倒産手続との関係ではこれまでどのような位置づけが与えられてきたのか、その沿革を辿ることとする。

#### 4．研究成果

本研究では、まず、有体物を目的とする譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約を検討対象として、譲渡担保権者、留保売主、リース業者に帰属する形式的な所有権が譲渡担保設定者や留保売主等の倒産手続との関係で、取戻権ではなく、別除権として処遇されるべきであることを米国連邦倒産法やドイツ倒産法に係る諸議論を参照しつつ、明らかとした。別除権として処遇すべき根拠としては、別除権対象財産は、破産財団や再生債務者の財産に帰属している必要があるところ（以下、この要件を「倒産財団帰属性要件」という。）譲渡担保財産や留保目的物は、譲渡担保設定者にその担保余剰価値が帰属しているという意味で倒産財団帰属性要件を肯定することが可能だからである。

また、上記倒産財団帰属性要件に係る解釈を前提として、譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約に対して、担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度を類推適用すべきであること、さらに、担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度を利用できる時的限界は、譲渡担保権者や留保売主、リース業者が清算金を提供した時点や清算金が発生しない旨の通知をした時点であることを明らかにした。このような時点であると解すべき根拠としては、担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度を利用できる時的限界は、倒産財団帰属性要件が事後的に喪失した時点であると考えられる以上、その担保余剰価値が清算金として具体化する上記各時点であると解するのが整合的だからである。

結論として、少なくとも担保目的財産が有体物である限り、これらの非典型担保権は等しく別除権・更生担保権として処遇を受け、また、担保権実行中止命令や担保権消滅許可請求制度の時的限界も同様の解釈に立つこととなる。したがって、各種非典型担保権の法形式や法律構成は、倒産手続との関係では重要な要素ではなく、倒産手続との関係で重視されるべき担保としての本質を構成しない。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 加藤甲斐斗	4. 巻 64巻2号
2. 論文標題 別除権該当性要件としての倒産財団帰属性に関する補充的検討（2・完）－担保権実行中止命令等の時的限界との関係を中心として－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 225-258
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加藤甲斐斗	4. 巻 64巻1号
2. 論文標題 別除権該当性要件としての倒産財団帰属性に関する補充的検討（1）－担保権実行中止命令等の時的限界との関係を中心として－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 283-320
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加藤甲斐斗	4. 巻 63巻2号
2. 論文標題 別除権該当性における非典型担保権の法律構成及び法形式の意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 297-335
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加藤甲斐斗	4. 巻 96巻4号
2. 論文標題 所有権留保の法律構成と倒産手続 物権変動の有無及び「登記、登録」の要否についての検討を中心として－	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 37 - 69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------